

修繕仕様書

- 1 件 名 竹内西緑地太陽光発電所 PCS1・2 監視装置取替修繕
- 2 修繕内容 竹内西緑地太陽光発電所 PCS1・2 監視装置が故障しており遠隔監視が出来ない状態である。新品の機器と取替を実施し設備復旧を目指す。
なお、PCS2 の監視装置はラプラスシステム Soler Link ZERO-T3 であるが、T3 は接点入出力カードおよび通信カードが一体となっており、T3 が故障した場合接点入出力カードおよび通信カードも変える必要があることから、今回該当部の分離を計画実施する。
- 3 修繕場所 鳥取県境港市竹内町 竹内西緑地太陽光発電所
- 4 修繕期限 契約締結の日から令和 8 年 3 月 1 0 日（火）まで。
- 5 交換部品
竹内西緑地太陽光発電所の下記装置取替・設定を行う。
【PCS1】ラプラスシステム Soler Link ZERO-T4
【PCS2】ラプラスシステム Soler Link ZERO-T3⇒T4 へ取替
上記に合わせ、通信カード、接点入力カード（DI）、接点出力カード（DO）、ベース、ダミーガードの設置
- 6 業務の範囲
5 に示す交換部品を取替するほか、現地試験及び調整を行うこと。
現地作業にあたり事前に現場（盤）等を確認することにより、既存システムと同様な運用となるように留意すること。
既存監視装置の設定と同様になるようにメーカ（ラプラスシステム）による Soler Link 現地設定を実施すること。
- 7 提出書類
以下の書類を必要部数提出すること。なお、作業計画書については事前に発注者又はその代理職員（以下「発注者等」という）に提出し、承諾を得ること。
 - 1）作業計画書 2 部
 - 2）交換部品図面、試験成績書 2 部
 - 3）現地試験成績書 2 部
 - 4）作業写真 2 部
- 8 既存部分等への処置
作業に伴い、既存部分を汚損又は損傷した場合は、速やかに発注者等へ報告するとともに、既成にならない補修すること。

9 完了報告及び検収

受注者は、修繕を完了したときは修繕完了報告書を2部発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。

10 品質保証期間

保証期間は、9の検査に合格した日から起算して1年間とする。ただし、保証書等で1年を超える定めのある場合は、その期間による。

11 疑義

本仕様書の内容その他に疑義が生じた場合は必要に応じて、発注者と協議して定める。